○丹波市地域公共交通活性化協議会てくてくたんば広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、丹波市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が発行する丹波市公共交通ガイドてくてくたんば（以下「てくてくたんば」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第２条　てくてくたんばに掲載できる広告は、利用者に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

（１）　法令等の規定に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（２）　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ア　風紀上好ましくないと思われる表現のあるもの又は風紀上好ましくないと思われる施設等の営業に関するもの

イ　脅迫、暴力その他犯罪行為を示唆し、又は誘発するおそれのあるもの

ウ　広告の目的が詐欺的なものと認められるもの又は正当な取引とは認められないもの

エ　広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のもの

オ　他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は不快な印象を与えるもの

カ　表現が誇大で事実と異なるもの

（３）　人権侵害、差別等を助長することとなるもの又はそのおそれのあるもの

（４）　政治性又は宗教性を有するもの

（５）　社会問題についての主義、主張等に係るもの

（６）　消費者保護の観点からふさわしくないもの

（７）　あたかも協議会が推奨しているかのような誤解を与える表現のもの

（８）　前各号に掲げるもののほか丹波市地域公共交通活性化協議会会長（以下「協議会会長」という。）がてくてくたんばに掲載する広告として適当でないと認めるもの

（広告を掲載できる者）

第３条　広告を掲載できる者は、企業、事業者及び団体とする。ただし、次に掲げる者は、広告を掲載することができない。

（１）　暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずる者

（２）　その他広告を表示することが適当でないと認める者

（広告の大きさ等）

第４条　広告の大きさは、縦30ミリメートル、横80ミリメートルとし、「広告」の字句を挿入する。

（広告掲載の募集）

第５条　広告掲載に係る募集は、期間を定めて市ホームページ、広報紙等において行うものとする。

（広告掲載の申込み等）

第６条　広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、丹波市公

共交通ガイドてくてくたんば広告掲載申込書（以下「申込書」という。）に広告の原稿を添えて、広告募集申込期限までに協議会会長に提出するものとする。

２　同一申込者が申込むことができる広告は、１号につき２枠までとする。

（広告掲載の決定等）

第７条　協議会会長は、前条に規定する申込書を受理したときは、当該広告又は申込者が第２条、第３条各号に該当するか審査し、本条各号に掲げる順の優先順位に基づき掲載の可否を決定し、丹波市公共交通ガイドてくてくたんば広告掲載（不掲載）決定通知書（以下「決定通知書」という。）により、当該申込者に通知するものとする。

（１）　市内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの

（２）　申込書の提出日が早いもの

（３）　同日に複数の申込みがあった場合にあっては、協議会により抽選を行って選ばれたもの

２　協議会会長は、申込者から提出された広告の原稿に修正の必要があると認めたときは、広告の掲載を決定するまでに修正を求めることができる。

３　広告を掲載する位置については、協議会会長が決定するものとする。

（広告原稿の提出）

第８条　前条の規定により掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、協議会会長が指定した期日までに広告の原稿を電子記録媒体で提出するものとする。

（広告掲載料）

第９条　１枠当たりの広告掲載料は、18,000円とする。

２　広告主は、協議会会長の指定する期日までに広告掲載料を納付するものとする。ただし、協議会会長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。なお、指定する期日までに広告掲載料を支払わない場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

（広告内容の変更等）

第10条　広告主は、次に掲げる理由により広告の内容を変更しようとするときは速やかに協議会会長に届け出るものとする。ただし、てくてくたんば作成の都合上変更できない場合がある。

（１）　掲載決定を受けた広告を差し替えるとき。

（２）　前号に規定するもののほか申込書又は申込書に添付した書類の内容に変更があったとき。

（広告掲載の取消し）

第11条　協議会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しにより生じた損害に対して、協議会は、その責任を負わない。また、納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告が掲載できなかった場合は、広告掲載料を還付できるものとする。

（１）　広告主が、指定された期日までに広告原稿を提出しなかったとき。

（２）　広告内容が第２条各号のいずれかに該当すると認めたとき。

（３）　広告主が第３条各号のいずれかに該当すると認めたとき。

（４） 前各号に掲げるもののほか協議会会長が特に広告の掲載を取り消す必要があると認めたとき。

２　協議会会長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、丹波市公共交通ガイドてくてくたんば広告掲載取消通知書により当該広告主に通知するものとする。

（広告主の責務）

第12条　広告主は、広告内容及び掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを協議会会長に対して保障するものとする。

３　広告主は、広告に関連して第三者から損害賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決するものとする。

（その他）

第13条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議会会長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この要領は、令和２年10月29日より施行する。

この要領は、令和８年４月１日より施行する。